

工事に関する提出書類の 簡素化ガイドライン

第 I 編
- 土木工事編 -

1 はじめに

土木工事の担い手である建設業の持続的な維持、発展のため、働き方改革を発注者と受注者が一体となって推進していく内容を整理した「土木工事における受発注者の業務効率化実施方針」（以下、「実施方針」という。）を国土交通省大臣官房技術調査課が平成22年9月29日に策定し、業務効率化を図ることを目的に「発注者が求める工事関係書類の明確化による業務の効率化」（※）を挙げています。

工事関係書類は、工事目的物の施工段階や出来形管理及び品質管理を確認するためには必要な書類であり、品質を確保するために工事関係書類を充実させることは大切なことですが、必要以上の要求は「過度な書類作成」につながり、その結果、現場代理人（監理技術者等）の長時間労働を招くことになります。

このため、提出書類の明確化（簡素化）を進め業務を効率化することは、長時間労働の是正のような建設現場における働き方改革を進めるための重要な取組です。

本ガイドラインは、実施方針に基づき作成されたもので、法令等に規定された書類の作成を適正に行うこと前提に、業務の効率化のための工事書類の作成を必要最小限に抑える考え方や受発注者相互の役割についてまとめたものであり、長時間労働の是正につながる実効性のある取組とするために活用してください。

※「土木工事における受発注者の業務効率化実施方針」 (国官技第206号平成22年9月29日)

第1 目的

1. 発注者が求める工事関係書類の明確化による業務の効率化

工事施工中に受注者から監督職員へ提出を求める工事書類、及び工事完成時に工事の成果品として受注者から監督職員へ納品を求める工事完成図書を明確化することにより、工事請負契約締結から工事目的物の引渡までの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図ることを目的とする。

2 提出書類の簡素化のイメージ(図-1)

受発注者間の円滑なコミュニケーション
～準備段階から綿密な打合せなど

◆ 本ガイドラインの活用と提出書類削減の意識づけ

簡素化の内容	受注者(現場代理人)は	発注者(監督員)は
作成不要な書類は	つくらない	つくらせない
提出不要な(提示で済む)書類を提出用に	つくらず、整理する	つくらせない
発注者がつくるべき資料を受注者に	—	つくらせない
情報共有システムを活用し	書類作成を効率化	速やかな回答

◆ 提出書類の簡素化に向けた具体的な取組

- ✓ 作成不要な書類の事例
- ✓ 提示で済む書類の事例
- ✓ 設計変更に必要な資料作成
- ✓ 情報共有システムの活用

◆ さらなる提出書類の簡素化の取組

- ✓ I C T 活用工事による提出書類の簡素化
- ✓ 施工管理基準の見直し
- ✓ 事務の見直し



**長時間労働のは是正
作業の効率化**

3 提出書類の簡素化に向けた基本的な考え方

(1) 本ガイドラインの活用と提出書類の簡素化の意識付け

本ガイドラインでは、提出書類を必要最小限に抑えるために必要な考え方や事例を示しています。

以下のことを意識しながら、書類の簡素化に向けた取組を進めましょう。

○発注者は、受注者に不要な書類、過度な書類の提出を求めるない！

○受注者は、不要な書類の作成、提出はしない！

また、慣れている紙書類に固執することなく、可能なものは工事書類の電子化を進め、業務の効率化に努めるものとします。

ただし、本ガイドラインに示す内容により書類の簡素化を進めることで、工事の品質まで低下させてはいけません。また、図面の作成等で時間を要し工事が遅れてしまうことは避けなければなりません。このためには、受発注者が常にコミュニケーションを図り役割を分担しながら、提出書類の簡素化を進めて行く必要があります。「受発注者間の円滑なコミュニケーション」が提出書類の簡素化を進める前提にあります。

受注者は、品質を確保するために必要な書類は作成しなければなりません。また、社内で必要とされている書類の作成や、創意工夫を妨げるものではなく、法令等に規定された書類の作成は適正に行う必要があります。

(2) 提出書類の簡素化につながる取組

本ガイドラインでは、以下①～⑥の取組を行います。

① 「慣例で作成している書類、提示で済む書類、メールや口頭でのやりとりで済む」作成不要な書類の削減 ⇒取組4(1)①～⑫

② 提示で済む書類を提出用につくらない ⇒取組4(2)①、②

③ 発注者がつくるべき資料を受注者につくらせない ⇒取組4(3)

④ 情報共有システム（ASP）を活用し、書類作成の効率化を図る ⇒取組4(4)(5)

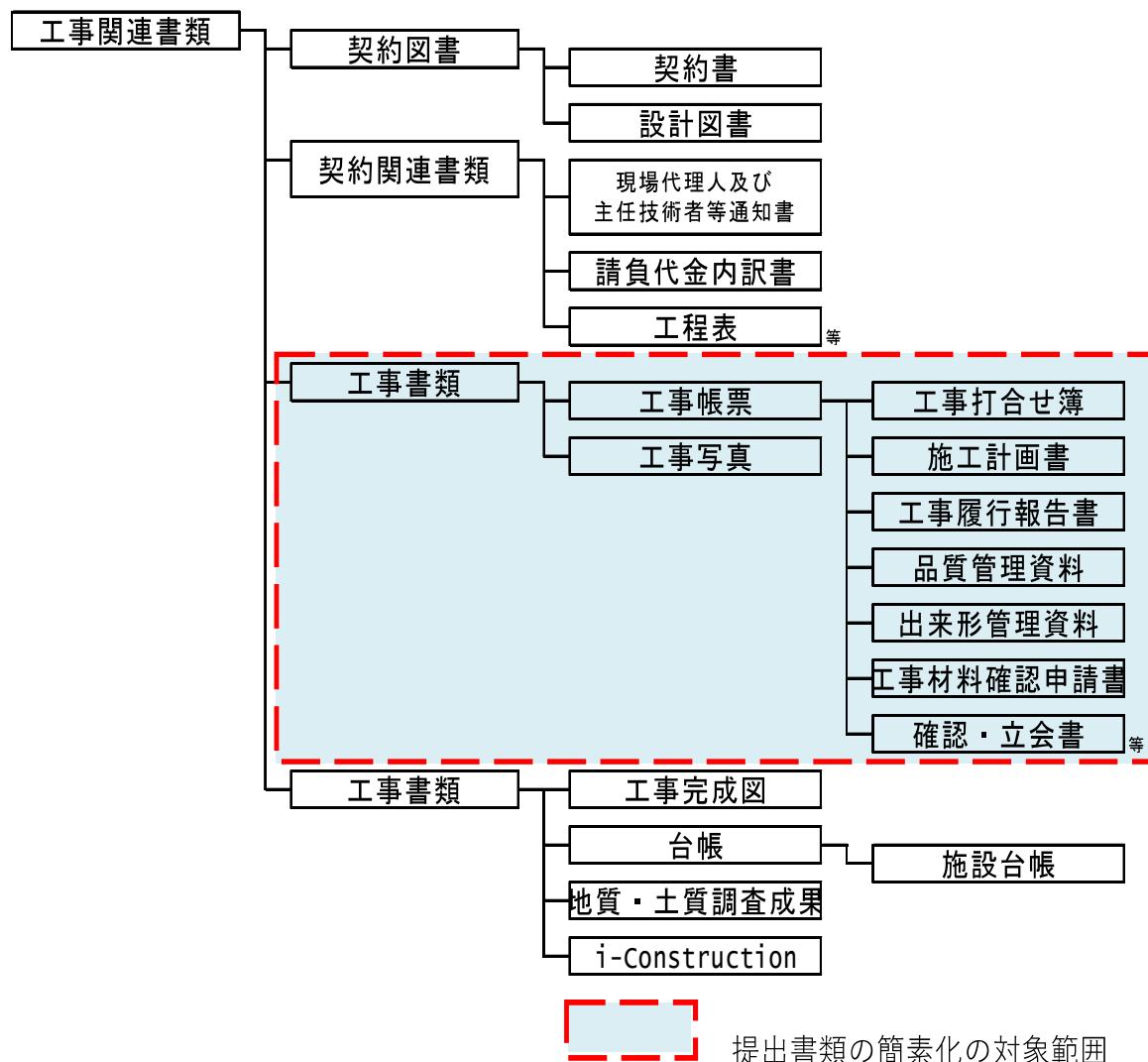
⑤ I C T活用工事による出来形管理、品質管理の資料削減 ⇒取組5(1)

⑥ 施工管理基準の見直し ⇒取組5(2)

(3) 提出書類の簡素化の対象

土木等工事において提出が必要な書類は多岐にわたり、その数も多くありますが、そのほとんどは契約上必要な書類や法令に規定され提出を要する書類であり、これらの書類の作成や提出を削減することは困難です。

このため、本ガイドラインでは、工事書類のうち、提示で済むもののこれまでの慣例などで作成している書類が多い「工事帳票や工事写真」等を対象に提出書類の簡素化を図る取組を進めていきます。



【図-2】本ガイドラインにおける提出書類の簡素化の対象範囲

(福島県電子納品等運用ガイドラインの工事関係書類の体系図より)

4 提出書類の簡素化に向けた取組

(1) 作成不要な書類の事例（作成不要な書類をつくらない・つくらせない）

まず、受発注者ともに、設計図書と別紙「福島県土木工事に係る工事受注者の提出書類チェックリスト」を参考に必要な書類について確認します。そして、受発注者ともに、以下のような余計な資料を作成しないよう、工事着手前に確認するものとします。

【作成不要な書類の事例】

① 施工計画書

- 概算・概略発注を含め、設計照査等で工事内容が確定してから施工計画書を作成し提出すれば良いです。
 - ・施工内容が確定されていない場合は、提出不要です。
 - ・施工する内容が正式に指示されてから、作成し提出すれば良いです。
 - ・準備工の着手にあたっては、**必要最小限の項目**について**作成し提出すれば良い**です。

準備工着手にあたっての必要項目

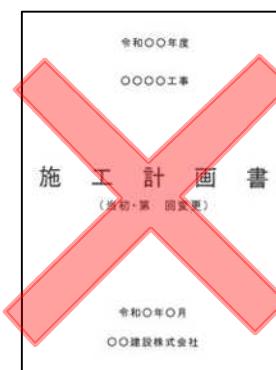
- (1) 現場組織表
- (2) 準備工の施工方法
- (3) 安全管理
- (4) 緊急時の体制及び対応
- (5) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (6) 法定休日・所定休日

② 変更施工計画書

- 変更施工計画書は、**施工計画に大きく影響しない場合は提出不要**です。
工期や数量だけの軽微な変更の場合は、変更施工計画書の**提出は不要**です。
(軽微な変更の事例)
 - ・工期末の精算変更、施工方法の変更を伴わない数量の増工や工期のわずかな変更など
- 施工計画の変更は、協議書ではなく施工計画書を変更して提出してください。

<施工計画書提出時の注意事項>

- ・内容に重要な変更が生じた場合は、その都度提出が必要です。
- ・工事内容変更伺いで新たな工種、工法が生じた場合も提出が必要です。
- ・変更施工計画書は、変更に係るページのみの提出で良いです。



【根拠】共通仕様書土木工事編 I 1-1-7 施工計画書
施工計画書作成の手引き II (3)

- ③ A S P (情報共有システム) の選定は書類不要
- A S Pのシステム選定や契約については、利用開始日や必要ユーザー数などの監督員への確認書類の**提出は不要**です（電話やメール等による確認で良いです）。
- ④ コリンズ (C O R I N S) 登録は書類不要
- 登録の確認は、コリンズのシステムからの監督員へのメール送信のみで良いです。※別途、紙の確認資料の**提出は不要**です。
 - 監督員はメール送信された登録内容を確認の上、送信されたメールに直接「本件の登録を認める」ことを記載し、返信すれば良いです。
※**署名、押印は不要**で**紙資料の印刷不要**です。
 - 変更時と工事完成時の間が土日祝日を除き 10 日に満たない場合は、変更時の登録は不要です。
 - 竣工時の登録は、竣工検査の後に登録すれば良いです。
- ⑤ 積算に率計上している内容（例：現場事務所等）は写真提出不要
- 現場事務所等の間接費等で率計上されている内容の**写真提出は不要**です。
 - ただし、仕様書上で必須項目として記載のある内容について確認を求められることがありますので、写真を撮影しておく等、注意してください。
- ⑥ 受注者が任意で契約した借地契約書の提出不要
- 受注者が任意で契約した借地契約書の**提出は不要**です。
- ⑦ 共通仕様書に記載の無い品質管理の実施は不要
- 共通仕様書に記載の無い品質管理の**実施は不要**です（特記仕様書等で別途定めがある場合は除きます）。

⑧ 段階確認時等の写真

- 慣例で行っている段階確認時における監督員臨場時の状況写真については、**添付不要**です。
- 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真的撮影を**省略**します。
- 段階確認実施箇所を図面に記載することは**不要**です。
- 社内検査の写真は、段階確認書類へ添付し提出してください（竣工書類への**添付は不要**です）。
- 段階確認の項目や頻度は、仕様書に定めたものだけです。
- 段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に監督員等が確認した**実測値を記入**することで良いです。

	<p>測定結果表</p> <p>臨場した場合は写真添付不要</p>
--	--

監督員が記入した資料でOK

【根拠】共通仕様書土木工事編Ⅱ写真管理基準 2-4 写真の省略

⑨ 施工体制台帳

- 監督員に提出するのは下記の様式と添付資料です。
- **顔写真付きの技術者台帳は不要**です。
- 作成は記載内容に変更が生じた場合毎に必要ですが、発注者への提出は月1回に集約可能です。

<提出様式>

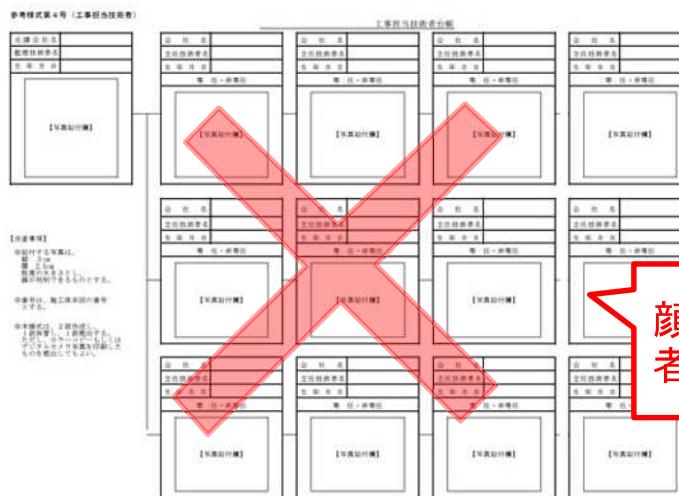
- ・施工体系図
- ・施工体制台帳
- ・再下請け通知書
- ・作業員名簿
- ・下請負報告書

<添付資料（元請）>

- ・請負契約書の写し
- ・監理（主任）技術者、専門技術者の資格を証明する資料
- ・監理（主任）技術者、専門技術者の雇用を証明する資料
- ・下請契約時チェックリスト
- ・下請工事完了後時チェックリスト

<添付資料（下請）>

- ・請負契約書の写し → 注文書、注文請書、約款等



<施工体制台帳の作成範囲>



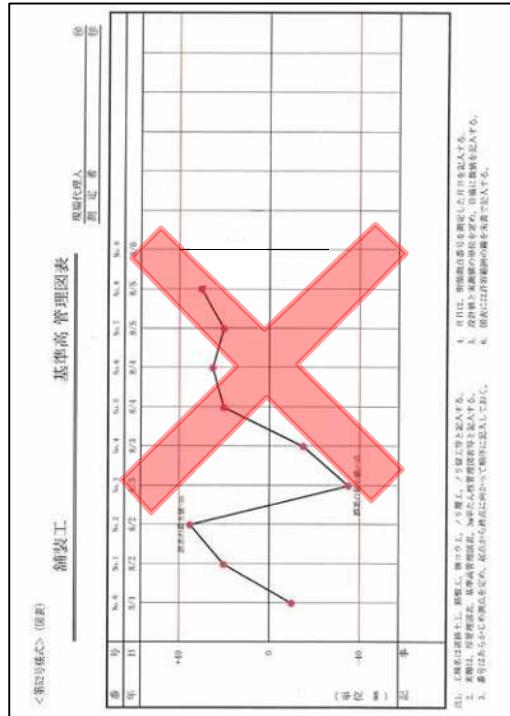
**【根拠】建設業法第24条の8
建設業法施行規則第14条の2**

⑩ 出来形管理

- 測定値が10点未満の場合は、出来形結果表のみとし、出来形管理図表の作成は不要です。

工種別結果表 (補装工)

測 点	基準値H1 (+40~-+80) [-20~-+20]mm			基準値H2 (+40~-+60) [-20~-+20]mm			基準値H3 (+40~-+60) [-20~-+20]mm			厚さ1 (+2~-~) [-12~-]mm			厚さ2 (-25~-) [-12~-]mm			厚さ3 (-25~-) [-12~-]mm			厚さ4 (-25~-) [-12~-]mm			厚さ5 (-25~-) [-12~-]mm			{ } 標準差 計内均差		
	設 計 値	実 測 値	差 差	設 計 値	実 測 値	差 差	設 計 値	実 測 値	差 差	設 計 値	実 測 値	差 差	設 計 値	実 測 値	差 差	設 計 値	実 測 値	差 差	設 計 値	実 測 値	差 差	設 計 値	実 測 値	差 差			
No. 0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	20.0	21.0	1.0	20.0	21.0	1.0	20.0	21.0	1.0	20.0	21.0	1.0	20.0	21.0	1.0	1.000	0.000	0.000
No. 1	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	20.0	22.0	2.0	20.0	22.0	2.0	20.0	22.0	2.0	20.0	22.0	2.0	20.0	22.0	2.0	1.000	0.000	0.000
No. 2	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	20.0	21.0	1.0	20.0	21.0	1.0	20.0	21.0	1.0	20.0	21.0	1.0	20.0	21.0	1.0	1.000	0.000	0.000
No. 3	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	20.0	22.0	2.0	20.0	22.0	2.0	20.0	22.0	2.0	20.0	22.0	2.0	20.0	22.0	2.0	1.000	0.000	0.000
No. 4	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	20.0	23.0	3.0	20.0	23.0	3.0	20.0	23.0	3.0	20.0	23.0	3.0	20.0	23.0	3.0	1.000	0.000	0.000
No. 5	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	20.0	24.0	4.0	20.0	24.0	4.0	20.0	24.0	4.0	20.0	24.0	4.0	20.0	24.0	4.0	2.000	0.000	0.000
No. 6	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	20.0	27.0	7.0	20.0	27.0	7.0	20.0	27.0	7.0	20.0	27.0	7.0	20.0	27.0	7.0	3.000	0.000	0.000
No. 7	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	20.0	31.0	11.0	20.0	31.0	11.0	20.0	31.0	11.0	20.0	31.0	11.0	20.0	31.0	11.0	4.000	0.000	0.000
No. 8	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	20.0	26.0	6.0	20.0	26.0	6.0	20.0	26.0	6.0	20.0	26.0	6.0	20.0	26.0	6.0	1.000	0.000	0.000
No. 9	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	20.0	24.0	4.0	20.0	24.0	4.0	20.0	24.0	4.0	20.0	24.0	4.0	20.0	24.0	4.0	1.000	0.020	0.000



【根拠】共通仕様書土木工事編Ⅱ土木工事施工管理基準5.(2)出来形管理

⑪ 竣工図に関する省略可能事項

- 全ての旗揚げへの出来形記載は不要です。
出来形管理結果表や出来形管理図表により管理した計測値は、竣工図への記載は不要です。
 - コンクリート二次製品の寸法出来形値の竣工図への記載は不要です。
構造物取壊し工における構造物寸法出来形値（取壊し寸法、延長、幅等）の竣工図への記載は不要です。
設計図書にない展開図（法面展開図や配筋図、管割図等）の、竣工図としての提出は不要です。
数量算出のための計算式や面積計算表等の出来形値の竣工図への記載は不要です。

⑫ 工事材料の品質及び確認、材料承諾願い

- 材料確認申請書は、**設計図書（特記仕様書等）**で提出を求められた材料のみ提出。
監督員が臨場した場合は、写真添付不要です。

設計図書で、品質規格証明書等の提出を求められている工事材料でも、JIS規格品でJISマークが表示されている材料・製品は、JISマークの表示状態を示す写真等確認資料の**提示**で良く、**提出は不要**です。

コンクリート2次製品のうち、**土木部認定製品**を使用する場合は、施工計画書に工場名を記載すれば良いです。

- 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合や共通仕様書上で明示している場合を除き、**材料承諾願いの提出は不要**です。
- 監督員からの指示があった場合に**提示**出来るように**試験成績表等の整理**をしてください。
- 使用材料に関するパンフレット等の提出は**必要最小限**とし、参考となるWEBページアドレスを記載するなどの工夫を行ってください。

【記載例】主要材料計画

材料名	規格	予定期量	製造業者	販売業者	品質証明	摘要
生コンクリート	21-12-25 -55%BB	30m ³	○○生コン (△△市)		試験成績表	
異形棒鋼	D13～D19	800 kg	○○製鉄 (○県△町)	○○(株) (○○市)	ミルシート	
RCボックスタンクパート	VII-A-a- 800×800×1500	15個	○○コンクリート○○工場 (△△市)		提出不要	



土木部認定製品

工事打合せ簿

（第10回様式・約款3条範囲）

発注者	<input type="checkbox"/> 契約者受注者	発注年月日
受注者名	<input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 機械 <input type="checkbox"/> 人手 <input type="checkbox"/> 小屋 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 排水 <input type="checkbox"/> その他	
実績実績	（使用資材の承認について）	
主な資材	前項	
工事種別		
（内情）		
1. 土木部認定資格第1章第1節に上り、検査する資材の申請を下さい。 2. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
3. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 4. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
5. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 6. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
7. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 8. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
9. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 10. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
11. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 12. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
13. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 14. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
15. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 16. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
17. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 18. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
19. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 20. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
21. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 22. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
23. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 24. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
25. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 26. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
27. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 28. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
29. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 30. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
31. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 32. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
33. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 34. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
35. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 36. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
37. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 38. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
39. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 40. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
41. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 42. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
43. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 44. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
45. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 46. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
47. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 48. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
49. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 50. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
51. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 52. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
53. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 54. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
55. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 56. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
57. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 58. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
59. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 60. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
61. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 62. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
63. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 64. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
65. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 66. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
67. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 68. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
69. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 70. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
71. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 72. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
73. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 74. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
75. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 76. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
77. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 78. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
79. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 80. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
81. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 82. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
83. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 84. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
85. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 86. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
87. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 88. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
89. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 90. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
91. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 92. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
93. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 94. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
95. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 96. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
97. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 98. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		
99. 本件に係る工事は、その他の条件により、検査する資材の申請を下さい。 100. 未認定の資材については、決まり次第提出いたします。		

承諾願いは不要

承認願
試験成績報告書

様

試験成績表等は受注者で整理し、提示出来るよう保管してください。

【根拠】共通仕様書土木工事編I第2編第1章第2節工事材料の品質及び確認の1.
福島県工事請負契約約款 第13条 工事材料の品質及び検査

(2) 提示で済む書類の事例（提出不要（提示で済む）な書類を提出用につくらない）

受注者は、指定された書類を速やかに検索できるよう整理しておくものとし、原本（又は電子データ）で提示します。

【提示で済む書類の事例】（別紙参照）

- ① 試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書は、監督員または検査員の請求があった場合に速やかに提示できるよう整備、保管することとし、**提出は不要**です。

CERTIFICATE NO.		検査証明書 INSPECTION CERTIFICATE										日付 DATE:			
契約番号 CONTRACT NO.		製品名 ARTICLE NAME													
SUPPLIER 業者名 CUSTOMER 会社名 NAME OF ARTICLE		JIS G3135 SN400U													
部品名 ITEM NO.	製品寸法 ARTICLE SIZE	材質 MATERIAL	試験項目 TEST ITEM			試験結果 TEST RESULT			試験機関 TEST LABORATORY			化学成分 CHEMICAL COMPOSITION			規格 SPECIFICATION
			引張り TENSILE	圧縮 COMPRESSIVE	曲げ BENDING	引張り TENSILE	圧縮 COMPRESSIVE	曲げ BENDING	Cu	Si	Mn	Cr	Ni	Mo	
BLT-SI PLATE-30	1000×1000×5	SI	40	35	10	40	35	10	2.00	2.00	0.10	0.10	0.00	0.00	JIS G3135 SN400U
EL1200	EL166 A-D 28×1600×1700	A	EL166 TC	370	33	73	36	37	54	14	2	3	2	1	43
EL1200	EL166 A-D 28×1602×1700	A	EL166 TC	371	33	73	36	37	54	14	2	3	2	1	43
EL1200	EL166 A-B 30×1600×1700	B	EL166 TC	343	30	67	36	35	56	15	2	2	3	1	43
EL1200	EL166 A-B 30×1600×1700	B	EL166 TC	351	30	67	36	35	56	15	2	2	3	1	43
EL1200	EL166 A-B 30×1600×1700	B	EL166 TC	351	30	67	36	35	56	15	2	2	3	1	43
上記試験は規定の検査を行ってこれに合致したことと認めた。 WE HEREBY CERTIFY THAT THE MATERIAL DESCRIBED HEREIN HAS BEEN SATISFACTORILY TESTED IN ACCORDANCE WITH THE SPECIFICATION.															MANAGER OF INSPECTION SECTION

・提出不要
・原本提示

【根拠】共通仕様書土木工事編 I 第 2 編第 1 章第 2 節工事材料の品質及び確認の 1.

② 安全教育及び安全訓練等の実施状況

安全教育及び安全訓練等の実施状況については、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示できるよう原本を整理し、**提出は行いません。**



・提出不要
・原本提示

【根拠】共通仕様書土木工事編 I 第 1 編総則 1-1-33 工事中の安全確保の 13

(3) 設計変更に必要な資料作成（発注者がつくるべき資料を受注者につくらせない）

受注者は、自らの負担により設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりませんが、**照査結果に基づく設計図書の訂正、変更は発注者が行わなければなりません。**

以上を踏まえ発注者は、**受注者に対し設計照査を超えた過剰な資料作成を要求してはなりません。**やむを得ず受注者に変更設計に係る資料の作成を依頼

する場合は、作成費用を設計変更の対象とする必要があります。

※一方で、全てを発注者が対応するようになると結果的に工期に問題が生じたり、現場と一致しない図面となってしまうような事態は避けなければなりません。このため、受発注者間の十分な話し合いの下、役割を分担しながら、必要に応じて調査・設計費用を計上するなどの現実的な対応とすることが大切です。

【根拠】土木工事請負契約における設計変更ガイドライン P20

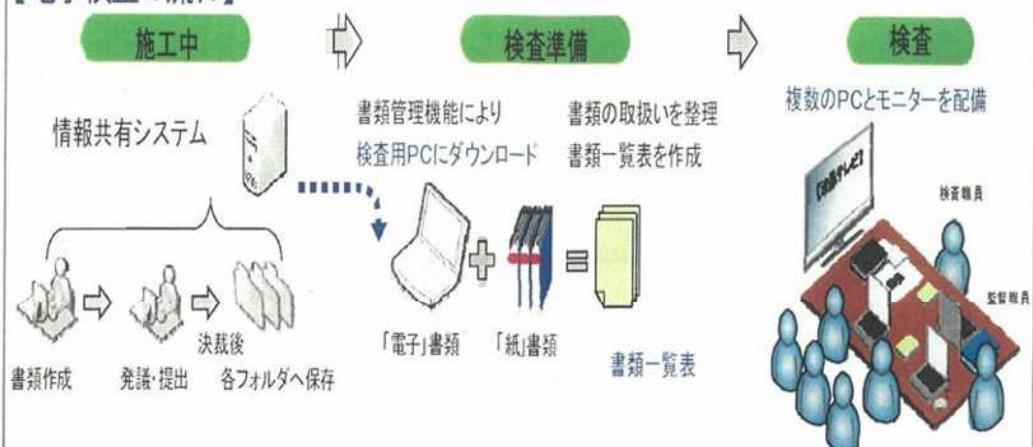
<参考>土木工事の性質上、設計変更は避けられませんが、受注者は、関係する協議資料の作成に多大な時間と労力を割いているのが実態です。発注者は、設計変更ガイドラインに基づく適切な対応とともに、併せて委託成果品の確認や現場条件に即した設計、積算を行い、設計変更を減らす努力は必要となります。

(4) 情報共有システムの活用（同システムを活用し、書類作成の効率化を図る。）

令和3年4月1日より全ての工事で情報共有システムを活用することとしています。同システムを活用することにより、工事書類の発議、提出に要する印刷、移動、整理等の単純作業を不要とすることで業務の効率化が図れます。また、工事検査において、同システムで処理した工事帳票や工事写真は、紙で印刷せずに、電子データを利用した電子検査を受けることが原則となります。

情報共有システムを活用した電子検査までの流れ

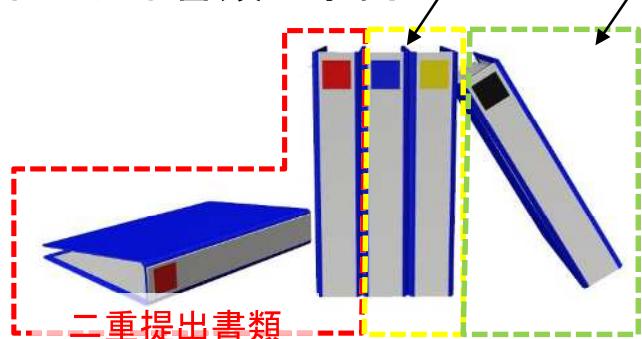
【電子検査の流れ】



(5) 工事書類の二重提出（電子と紙）はしない、させない

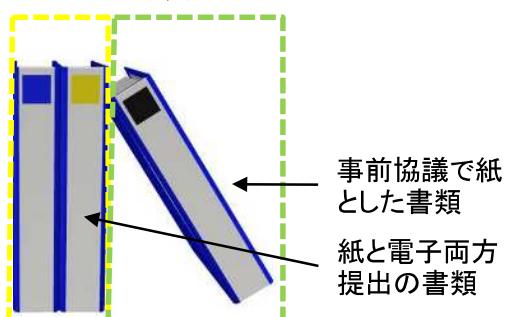
情報共有システムを活用する対象書類は、福島県電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】に示す「工事帳票」のうち、当該工事で作成する書類の中から受発注者間の協議にて選択します。協議により電子提出としていた書類については、紙での提出は必要ありません。

不適切な書類の事例



事前協議でほとんどの書類を「電子」としてい
たにも関わらず、紙と電
子の両方で工事書類を
二重提出したケース

適切な書類の事例



事前協議の徹底
ルールの徹底

作成書類の減

<参考>

情報共有システム内の電子データを電子媒体に格納した場合、従来の紙のみの工事書類と比較して、書類が半分となった事例もあり、業務の効率化に大きく寄与します。



5 さらなる提出書類の簡素化の取組

(1) I C T 活用工事による提出書類の簡素化

- I C T 活用工事を実施した場合、3次元出来形管理、3次元品質管理、3次元データの納品により、書類の削減が図られ、業務の効率化に大きく寄与しますので、対象となる工事にあっては、入札公告で明示するとともに、受注者から希望があった場合は、実施に向けた対応を行うものとします。

(2) 施工管理基準等の見直し

- 技術管理課においては、国の共通仕様書等の改正状況を確認した上で、共通仕様書を改正し、提出書類の簡素化につなげていきます。

(3) 事務の見直し

- 発注者の決裁の説明に用いる資料の削減に努めます。
- 設計変更ガイドラインを遵守して、変更設計に係る図面と数量は、発注者側で作成します。
- 協議書等における発注者側の押印は、サインにより簡略化出来るものとします。
- ワンデーレスポンスやウィークリースタンスを徹底しながら、速やかな決裁事務を進めます。

(4) 簡素化の情報提供のお願い

提出書類等の簡素化が可能と思われる事項の情報提供をお願いいたします。

情報提供先 福島県土木部技術管理課

アドレス : gijutsukanri@pref.fukushima.lg.jp

福島県 土木工事に係る工事受注者の提出書類チェックリスト

工事番号：

工事名：

項目	添付書類・記載事項	該当	提出	提示	提出時期	根拠	注意事項・備考
【契約書類】							
工事請負契約書、仲裁合意書、契約の保証書等	契約事務担当者の指示による						
【着手時提出】							
工事名標示板	共仕Ⅲ 保安施設設置基準（道路）	必	<input type="checkbox"/>		着手前	共仕1-1-29	
着工届	（第28号様式）	必	<input type="checkbox"/>		着手前（工事始期日以降30日以内）	共仕1-1-45	
請負代金内訳書	（第1号様式）	必	<input type="checkbox"/>		契約締結後14日以内	共仕1-1-6	法定福利費を明示する
工程表	（第2号様式）	必	<input type="checkbox"/>			約款第3条	（共仕1-1-44）
建退共制度加入	発注者用掛金収納書（又は購入予定等調書）	必	<input type="checkbox"/>		契約締結後、原則1か月以内	共仕1-1-48	請負代金100万円以上の工事
現場代理人及び主任技術者等の通知書	通知書（第11号様式）	必	<input type="checkbox"/>		着手時・変更時	約款第10条 共仕1-1-45	経歴書、資格証は添付資料
	→現場代理人経歴書	必	<input type="checkbox"/>				入社年月日記載
	→配置技術者経歴書	必	<input type="checkbox"/>				契約工種に必要な資格を確認
	→監理技術者資格証（写し、表・裏とも）	必	<input type="checkbox"/>				
	→雇用関係証明書	必	<input type="checkbox"/>				健康保険被保険者証等
建設サーカルガイドライン係る提出書類	法第12条に基づく書面（第7号様式）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		契約締結前	建設サーカル法	※法第11条に基づく通知は発注者が実施
	法第13条に基づく書面	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			建設サーカル法	
工事実績データ登録（コリンズ）	登録のための確認のお願い	必	<input type="checkbox"/>		監督員の確認を受け、受注、変更、完成時に速やかに登録申請を行う。	共仕1-1-8	請負代金500万円以上の工事
	登録内容確認書	必	<input type="checkbox"/>				変更時の登録は、契約内容（工期、請負金額）、配置技術者の変更があった場合登録確認はメールで可
設計図書の照査	照査結果について書面で提出	必	<input type="checkbox"/>		施工前及び施工途中	共仕1-1-5	約款第18条に基づく不適合事項の確認 ※照査結果に基づく設計図書の変更是発注
工事中の安全確保	地下埋設物件等の調査結果	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			共仕1-1-34	該当ない場合は不要
	架空線等上空施設の現地調査結果	必	<input type="checkbox"/>			共仕1-1-34	該当ない場合も報告必要。（該当ある場合、監督員の現地確認が必要。）
	安全教育及び安全訓練等の実施状況	必	<input type="checkbox"/>	監督員が請求した場合		共仕1-1-34	ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を監督員請求時に直ちに掲示できるよう整備・保管する。
【随時提出】							
施工計画書	所定の内容が記載されているか確認				工事着手前又は施工方法が確定した時期	共仕1-1-7	工事施工中に内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について提出 ※工期や数量等の軽微な変更の場合は、提出不要
	1.工事概要 11.環境対策						13. COBRISにより作成し、写しを提出
	2.計画工程表 12.現場作業環境の整備						14. COBRISにより作成し、写しを提出
	3.現場組織表 13.再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法						15. COBRISにより作成し、写しを提出
	4.安全管理 16.その他						16.その他
	5.主要機械						※維持工事等の簡易な工事では、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略可
	6.主要材料 17.UD指針に基づき実施する項目・内容						18.UD指針に基づき実施する項目・内容
	7.施工方法 19.法定休日・所定休日						20.法定休日・所定休日
建設副産物	8.施工管理計画 21.緊急時の体制及び対応				施工計画書に含めて提出	共仕1-1-22	22.緊急時の体制及び対応
	9.緊急時の体制及び対応 23.交通管理						24.交通管理
施工体制台帳	10.交通管理 25.その他				施工計画書と同時 施工体制台帳、施工体系図に変更があった場合は、その都度速やかに	共仕1-1-14 約款7条 元下要綱第10条	26.その他
	※維持工事等の簡易な工事では、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略可						27.法定福利費の額を忘れず記載のこと
	再生資源利用計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				28.法定福利費の額を忘れず記載のこと
	再生資源利用促進計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				29.法定福利費の額を忘れず記載のこと
	施工体制台帳（参考様式第3号1、2）	必	<input type="checkbox"/>				30.法定福利費の額を忘れず記載のこと
	下請契約書/請書・基本契約書	必	<input type="checkbox"/>				31.法定福利費の額を忘れず記載のこと
	作業員名簿（参考様式第4号）	必	<input type="checkbox"/>				32.法定福利費の額を忘れず記載のこと
	→下請契約時チェックリスト（様式第1号）	必	<input type="checkbox"/>				33.法定福利費の額を忘れず記載のこと
施工体制台帳	→主任技術者等（資格、従業員証写し）	必	<input type="checkbox"/>		施工計画書と同時 施工体制台帳、施工体系図に変更があった場合は、その都度速やかに	共仕1-1-14 約款7条 元下要綱第10条	34.法定福利費の額を忘れず記載のこと
	施工体系図（参考様式第1号）	必	<input type="checkbox"/>				35.法定福利費の額を忘れず記載のこと
	理由書（参考様式第2号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				36.法定福利費の額を忘れず記載のこと
	確認書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				37.法定福利費の額を忘れず記載のこと
							38.法定福利費の額を忘れず記載のこと

項目	添付書類・記載事項	該当	提出	提示	提出時期	根拠	注意事項・備考
協議書	協議に必要な資料等		必要なとき		当該事項の着手前に協議完了		
施工時期・時間の変更（夜間・休日等作業届出）		必	<input type="checkbox"/>		作業前までに	共仕1-1-43	
工事材料	工事材料確認申請書（第12号様式）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	受注者からの検査請求時	約款13条	設計図書で指定された材料
	設計図書で指示した以外の材料に関する資料	必		<input type="checkbox"/>	工事完成時	共仕1-1-25	
	納品伝票等						必要に応じて
	出荷証明書						必要に応じて
支給材料及び貸与品	支給品受領書・貸与品借用書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	随時	共仕1-1-20	必要に応じて
	支給品精算書、支給材料精算書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事完成時	共仕1-1-20	必要に応じて
	支給品返納書・貸与品返納書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	随時	共仕1-1-20	必要に応じて
工事測量	測量結果	必	<input type="checkbox"/>		工事着手後直ちに	共仕1-1-44	
	重要な測量杭等の移動	必	<input type="checkbox"/>		工事施工期間		
確認・立会願	段階確認等 確認書（確認・立会願）	必	<input type="checkbox"/>		随時	共仕1-1-23	
	社内検査記録（品質、出来形、写真等）	必	<input type="checkbox"/>			共仕1-1-24	
試験成績書	各種試験データ		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			設計図書で指定された材料の場合、提出。それ以外の材料は、監督員の請求があった場合に提示。
工事打合せ簿	様式第10号	必	<input type="checkbox"/>			約款9条	
事故報告書	工事現場等における事故発生報告書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	監督員の指示する日まで	措置要綱第7条2項	
【月次報告等】							
工事履行報告	1.工事履行報告書（第8号様式その3）	必	<input type="checkbox"/>		毎月〇日まで (特記仕様書による)	共仕1-1-30 約款11条	
	2.工事別工程進捗表		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			添付
	3.当月の出来高状況		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			添付
	4.工事状況写真		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			添付
	5.フォローアップ表		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			予定工程に対して一定割合の遅れ（施工計画書による）が生じた場合に添付
【最終変更契約前】（工事費用の補正に係るもの）							
建設資材調達	証明書類（領収書、金額計算書等）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	最終変更契約前		東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領
労働者確保	〃		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	最終変更契約前		東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領
労働者宿舎設置撤去	〃		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	最終変更契約前		東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領
週休2日モデル工事	達成状況を工事打合せ簿で報告		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	最終変更契約前		毎月の履行報告時に休日取得状況を記入
運搬費及び準備費	実績変更対象経費に関する内訳書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	最終変更契約前		領収書等添付
熱中症対策	施工計画書に基づく計測結果		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	最終変更契約前		
CCUS活用工事	登録完了メール(写し)、就業履歴一覧表等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	最終変更契約前		
【変更契約関係】							
変更契約		契約事務担当者の指示による。					
工事内容の変更について（通知）		必	<input type="checkbox"/>		変更後速やかに		(要収入印紙) 発注者からも工事打合せ簿にて通知
変更施工計画書		必	<input type="checkbox"/>		変更後速やかに	共仕1-1-7	新たな工種が追加された場合、変更の必要がある部分のみ提出（工期や数量等の軽微な変更の場合は不要）
工程表（変更）		必	<input type="checkbox"/>		契約締結後14日以内	共仕1-1-45	
コリンズ変更時登録		必	<input type="checkbox"/>		変更後速やかに	共仕1-1-8	変更契約日と完成日との間が10日以内の場合は省略可
【竣工時提出】							
工事完成検査	工事完成届（第24号様式）	必	<input type="checkbox"/>		工事完成時	約款32条、39条 共仕1-1-25 共仕1-1-45	
	竣工図（出来形図）	必	<input type="checkbox"/>		工事完成時	共仕1-1-25	会社名入り図面タイトル、社判不要
	施工管理の結果資料	必	<input type="checkbox"/>		工事完成時	共仕1-1-25	管理基準に基づく管理頻度を徹底 ※測定値10点未満の場合は、出来形管理図表不要
	①出来形管理						管理基準に基づく管理頻度を徹底 提出頻度分の写真だけ提出 ※電子黒板等を用い写真内で確認出来る場合、写真横の測点等の記載は不要
	②品質管理						
	③工事写真						
	工事材料の試験結果、施工立会記録	必	<input type="checkbox"/>		工事完成時	共仕1-1-25	第12号様式に係るもの
	社内検査結果資料	必	<input type="checkbox"/>		工事完成時	共仕1-1-25	施工確認時提出済みを除く

項目	添付書類・記載事項	該当	提出	提示	提出時期	根拠	注意事項・備考
その他監督員の指示するもの 資材受払簿（資材納入書、伝票等） (第30号様式・その1、その2) 工事日誌（第32号様式） (設計図書で指示した工事材料以外の) 使用材料に係る資料 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 電子成果品	必	<input type="checkbox"/>			工事完成時	共仕1-1-25	
	必	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	工事完成時	共仕1-1-25	検査員に 提示
	必	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	工事完成時	共仕1-1-25	検査員に 提示
	必	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	工事完成時	共仕1-1-25	検査員に 提示
	必	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	工事完成時	共仕1-1-25	検査員に 提示
	必	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	工事完成時	共仕1-1-25	電子納品要領で協議した資料を納品
	コリンズ竣工時登録	必	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事完成後速やかに	共仕1-1-8	
建設業退職金共済制度	掛金充当実績総括表	必	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事完成時速やかに	共仕1-1-48	
【既済部分検査・中間前払金】							
部分払いの請求	工事出来高報告書（第27-2号様式）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		既済検査前に	共仕1-1-26	
	工事出来形内訳書（任意様式）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		既済検査前に	共仕1-1-26	
中間前払金の請求	履行報告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		認定を受ける前に	共仕1-1-26	
【廃棄物関係】							
産業廃棄物管理票 (マニフェスト)	A,B2,D票	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	処理完了後速やかに	共仕1-1-22	
	E票または電子マニフェストの受渡確認票の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		処理完了後速やかに	共仕1-1-22	竣工検査後も可
再生資源利用実施書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		工事完了後速やかに	共仕1-1-22	再生資源利用計画書を作成した場合
再生資源利用促進実施書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		工事完了後速やかに	共仕1-1-22	再生資源利用促進計画書を作成した場合
【竣工後提出】							
工事完成引き渡し書	様式26-1	必	<input type="checkbox"/>			約款32条	
下請負報告書	様式第3号	必	<input type="checkbox"/>		竣工検査完了後2ヶ月以内	元下要綱第11条	写しを添付
	下請工事完了後チェックリスト（様式第2号）	必	<input type="checkbox"/>				

注 共仕：共通仕様書 土木工事編Ⅰ（土木工事共通仕様書）

約款：福島県工事請負契約約款

元下要綱：福島県元請・下請関係適正化指導要綱

措置要綱：福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱

必：必須項目

福島県 土木工事に係る発注者の提出書類チェックリスト

工事番号：

工事名：

項目	添付書類・記載事項	該当	通知	指示	時期	根拠	注意事項・備考
【着手時提出】							
工事実績データ登録 (コリンズ)	登録のための確認のお願い/登録内容確認書	必	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登録内容を確認し、修正が有れば指示を行う。	共仕1-1-8	請負代金500万円以上の工事変更時の登録は、契約内容（工期、請負金額）、配置技術者の変更があった場合登録確認はメールで可
建設サーキュレーション係 る提出書類	法第11条に基づく書面（第4号様式（第9条関係））	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	県又は市の通知先に再生資源利用（促進）計画書を通知する。	建設サーキュレーション法	
【随時提出】							
工事の一時中止	土木工事一時（一部）中止（の解除）について	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一時中止（解除）する前までに	共仕1-1-17 約款20条	
部分使用	施設の部分使用同意について	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	部分使用を行う前に	約款34条	
	部分使用に係る確認検査結果書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	検査立会後に受注者に通知する。	約款34条	
【変更契約関係】							
工事内容の変更	工事内容変更通知書	必	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	変更後速やかに		工事打合せ簿にて概算変更額についても通知すること。
コリンズ変更時登録	登録のための確認のお願い/登録内容確認書	必	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登録内容を確認し、修正が有れば指示を行う。	共仕1-1-8	変更契約日と完成日との間が10日以内の場合は省略可
【竣工時提出】							
検査日の通知	任意様式	必	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事検査前	共仕1-1-25	
修補の指示	任意様式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	検査員から意見があつた場合	共仕1-1-25	期限を定めて指示を行う
【竣工後提出】							
検査の結果	土木工事検査の結果について	必	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	検査後に受注者に通知	約款32条	

注 共仕：共通仕様書 土木工事編 I（土木工事共通仕様書）

約款：福島県工事請負契約約款

元下要綱：福島県元請・下請関係適正化指導要綱

必：必須項目